

令和 3 年 第 4 回

茅ヶ崎市議会定例会議案書

その 2

令和 3 年 1 1 月 2 9 日 提出

目

次

議案第 117 号	茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 -----	1
議案第 118 号	茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 -----	2

茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例（昭和33年茅ヶ崎市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「100分の180」を「100分の165」に改め、同項第2号中「100分の185」を「100分の170」に改める。

第2条 茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「100分の165」を「100分の172.5」に改め、同項第2号中「100分の170」を「100分の177.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月29日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、一般職の職員の給与の改定に鑑み、市長、副市長及び教育長に支給する期末手当の支給割合を改定するため提案する。

茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市職員給与条例の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

第2条 茅ヶ崎市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

(茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年茅ヶ崎市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第4条 茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月29日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員に支給する期末手当の支給割合を改定するため提案する。